

(様式 1)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	森林整備課	検索番号	1-3
法令名	森林法	根拠条項		34-144	
許認可等	保安施設地区内の立木伐採の許可				

(根拠規定)  
保安施設地区内において、立木の伐採を行う場合には、知事の許可が必要である。（許可面積を縮減する場合を除く。）

(許認可等の基準)  
保安施設地区内における立木の伐採許可に当たっては、次によるものとする。  
○森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日林野治第790号農林水産事務次官通知）

保安林における制限について

第1 立木伐採許可及び届出  
立木伐採許可については、次によるものとする。

1 皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢  
森林法施行令別表第2第2号（一）イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u……………：平均年齢  
u<sub>1</sub>、u<sub>2</sub>、u<sub>3</sub>……：各樹種の標準伐期齢  
a、b、c……：各樹種の期待占有面積歩合

保安林における制限について

2 許可申請の適否の判定

(1) 森林法施行令別表第2第1号（一）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。  
なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

(2) 森林法施行令別表第2第1号（二）イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度ではなく、その森林の区域内においてどの部分に20平方メートルの区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とする。

(3) 森林法施行令別表第2第2号（一）ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連續した伐採跡地（連續しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、森林法施行令別表第2第2号（一）ロの規定は適用されないものとする。

- (4) 森林法施行規則第56条第1項の「前回の択伐」には、森林法施行規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。
- (5) 森林法施行規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均生長量の率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。
- (6) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。
- (8) 許可に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときに限り許可するものとする。ただし、許可に条件を付すことによって支障を来さない場合は、この限りでない。

### 3 許可申請の処理

- (1) 森林法施行規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。
  - ア 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。
  - イ 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。
  - ウ 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確實に行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（森林法施行規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものとむ。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

- (2) 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (3) 森林法施行令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。

- (4) 立木の伐採について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

#### 4 許可の条件

森林法第34条第6項の規定に基づき立木伐採許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、2の(7)のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

#### 5 縮減

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、森林法施行令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、森林法施行令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を森林法施行令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

- (2) 森林法施行令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

#### 6 届出の処理

- (1) 森林法第34条第8項又は第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- (2) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について森林法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について森林法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。

- (3) 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

#### 7 立木伐採許可を要しない場合

- (1) 森林法施行規則第60条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における

る採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

- (2) 森林法第34条第9項及び森林法施行規則第60条第1項第5号から第9号までの届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

## 第2 作業許可及び届出

作業許可については、次によるものとする。

### 1 土地の形質を変更する行為

森林法第34条第2項の「土砂若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

### 2 許可申請の適否の判定

- (1) 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、森林法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（森林法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、森林法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は森林法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に森林法施行規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表6に掲げる場合は、この限りでない。

ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を來し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を來すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を來すおそれがある場合

- (2) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき立木伐採許可を要するときに当該許可がなされていないときは、許可しないものとする。

### 3 許可申請の処理

- (1) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- (3) 許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するものとする。

### 4 許可の条件

森林法第34条第6項の規定に基づき作業許可について付する条件は、次によるものとする。

- (1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

- イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表6に掲げる行為

- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表6の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表6の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従つて行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める

ものとする。

## 5 届出の処理

森林法第34条第9項の届出があったときは、実地調査を行はうほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

## 保安施設地区

### 1 保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更

#### (1) 保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理及び進達

森林法第44条において準用する第27条第2項及び第3項並びに第33条の2第2項の規定に基づく保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理及び進達については、処理基準第1の3の(1)を準用するものとする。

#### (2) 保安施設地区予定地等の告示等

ア 森林法第44条において準用する第30条の規定に基づく告示に掲載する保安施設地区予定地又は指定施業要件変更予定保安施設地区（以下「保安施設地区予定地等」という。）の所在場所は、原則として、標柱番号及びそれぞれの標柱が設置された土地の地番により表示するものとする。

イ 森林法第44条において準用する第30条の規定に基づく保安施設地区予定地等の通知には、当該指定に係る区域を明示した図面を添付するものとする。

ウ 森林法第44条において準用する第30条の規定に基づく保安施設地区予定地等の告示、掲示及び通知については、処理基準第1の3の(3)（才及びカを除く。）を準用するものとする。

#### (3) 意見の聴取

森林法第44条において準用する第32条の規定に基づく意見の聴取については、処理基準第1の3の(4)（エからキまでを除く。）を準用するものとする。

#### (4) 保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等

ア 森林法第44条において準用する第33条第1項の規定に基づく保安施設地区的指定又は指定施業要件の変更（以下「保安施設地区的指定等」という。）の告示については、処理基準(2)のアを準用するものとする。

イ 保安施設地区的指定等の通知には、当該指定等に係る区域を明示した図面を添付するものとする。ただし、当該指定等に係る区域が保安施設地区予定地等の区域と同一である場合は、土地所有者に異動があった場合を除き、図面の添付を省略することができるものとする。

ウ 保安施設地区的指定等の通知については、処理基準第1の3の(5)のア及びイを準用するものとする。

### 2 保安施設地区における制限

森林法第44条において準用する第34条の規定に基づく保安施設地区における制限については、処理基準第4及び第5を準用するものとする。

### 3 標識の設置

森林法第44条において準用する森林法第39条第1項の規定に基づく標識の設置については、処理基準第7を準用するものとする。

### 4 保安施設地区台帳

森林法第46条の2第1項に規定する保安施設地区台帳は、地区ごとに調製するものとし、その保管及び調製については、処理基準第8を準用するものとする。